

# 鬼北町一般廃棄物処理基本計画

平成30年4月

鬼 北 町

# 目 次

## 第1章 計画策定の基本的事項

1-1	計画策定の背景と目的.....	2
1-2	計画の位置付け.....	3
1-3	ごみの適用範囲.....	4
1-4	計画の目標年度.....	4
1-5	ごみ処理行政の動向と関連法規等.....	5

## 第2章 ごみ処理基本計画

2-1	一般廃棄物の処理の現状.....	6
2-2	一般廃棄物の実績.....	1 2
2-3	一般廃棄物の課題.....	1 8
2-4	目標の設定と基本方針.....	1 9
2-5	主要な施策.....	2 9

## 第3章 生活排水処理基本計画

3-1	生活排水処理の現状.....	3 2
3-2	生活排水処理の課題.....	3 7
3-3	目標の設定と基本方針.....	3 8

# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1-1 計画策定の背景と目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、鬼北町（以下「本町」という。）の区域内から発生する一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立った基本となる事項について定めるものです。

国では、循環型社会の形成に向けた取組みとして、「自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会」、「3R型ライフスタイルと地域循環圏の構築」、「資源効率性の高い社会経済システムの構築」等の中長期的な方向性を示した循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法といった各種リサイクル法の整備を進めています。

県では、第四次えひめ循環型社会推進計画において、平成28年度から平成32年度までの5か年計画を策定し、一般廃棄物の減量化目標について、平成27年度からごみ総排出量を約11%削減（約421千トン削減）、1人1日当たりの排出量を約5%削減、最終処分量を約12%削減（約41千トン削減）とする目標を立てています。

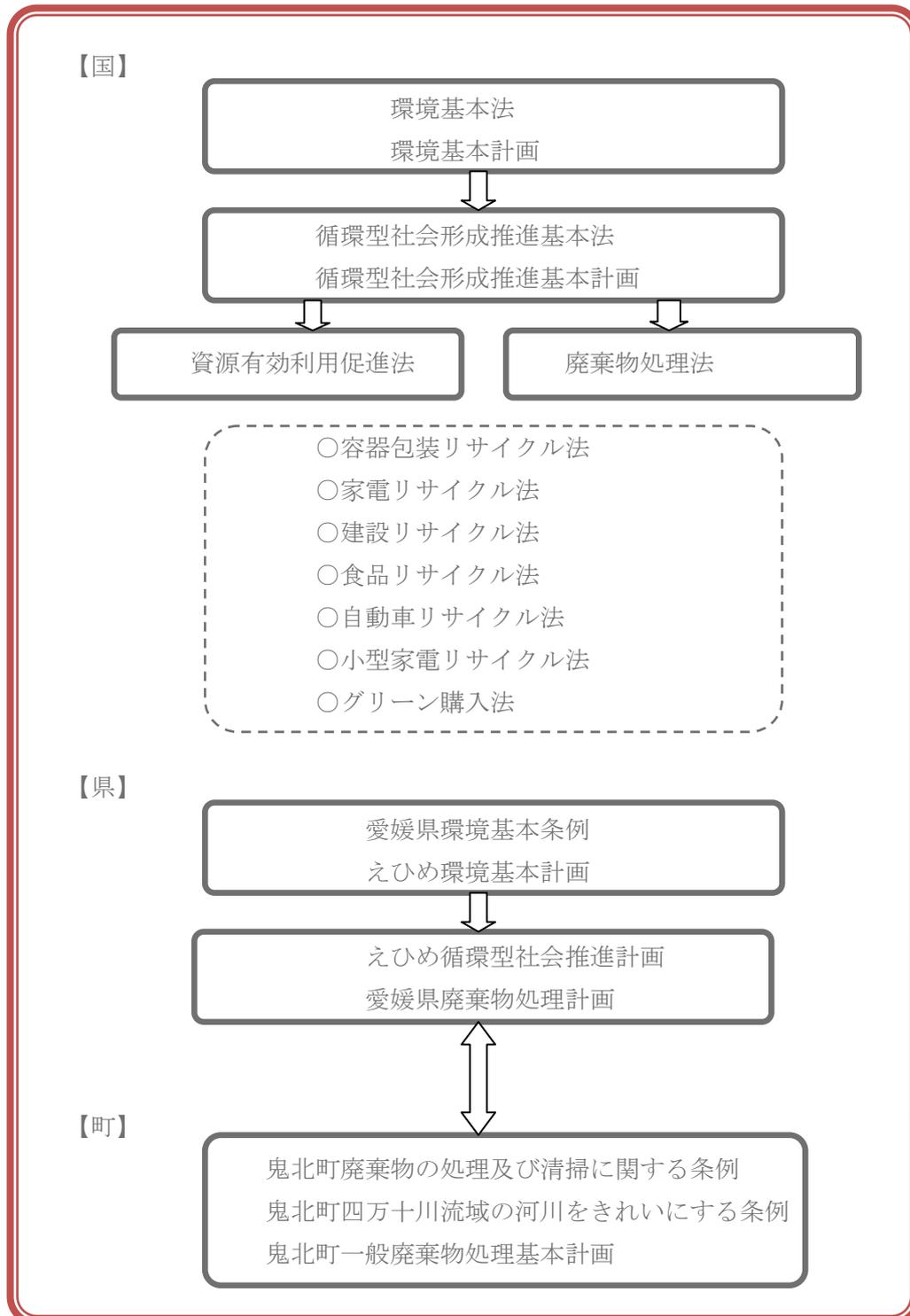
宇和島地区広域事務組合では、構成市町の循環型社会形成を推進するため、「宇和島地区広域循環型社会形成推進地域計画（第3次）」において、平成28年度から平成32年度までの5か年計画を策定しました。平成33年度目標数値として、事業系家庭系排出量を平成26年度から約6.6%減の36,567トンに、総資源化量の割合を24.9%の9,509トンに、最終処分量の割合を4.8%の1,744トンとしています。また、広域的な一般廃棄物処理施設として「宇和島地区広域事務組合環境センター」が平成29年10月から本稼働し、ごみ収集分別方法も宇和島圏域で統一を図り、ごみ処理を行っています。また、本町で収集したし尿及び浄化槽汚泥についても宇和島地区広域事務組合施設「広域事務組合汚泥再生処理センター」で平成27年8月から処理しています。

本町の本計画では、平成19年度に策定した計画の目標及び実績に基づいて、「循環型社会の形成」に向け、清掃行政に係る様々な問題について、総合的な見地から検討を行い、住民・事業者・行政が一体となったごみの更なる減量化・資源化、適正処理・処分を推進するとともに、生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止を図ることを目的に策定するものです。

## 1-2 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、国や県の法律及び計画をもとに作成し、本町における一般廃棄物の処理に係る上位計画に位置付けします。本町が中・長期的視点に立って、計画的なごみ処理及び生活排水処理の推進を図るため、必要な基本的事項を定め、国・県の上位計画と整合性を図って策定します。

図 1-1-1 国・県・町の各種計画



### 1-3 ごみの適用範囲

図 1-1-2 町のごみ適用範囲



### 1-4 計画の目標年度

本計画は、平成30年度を初年度、平成39年度を最終目標年度とし、平成30年度から平成39年度までの10年間の計画期間とします。また、5年後の平成34年度を中間目標年度とし、上位計画、関連計画等との整合を図りながら概ね5年ごと、又は諸条件に大きな変動があった場合は、その都度見直しを行うものとします。

## 1-5 ごみ処理行政の動向と関連法規等

国は、平成12年度に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、併せて廃棄物処理法の改正、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」等を順次整備しました。

そして、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会の実現に向けた取組みを実施しています。なお、関連法規等については以下のとおりです。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 廃棄物特別措置法）
- バイオマス活用推進基本法

## 第2章 ごみ処理基本計画

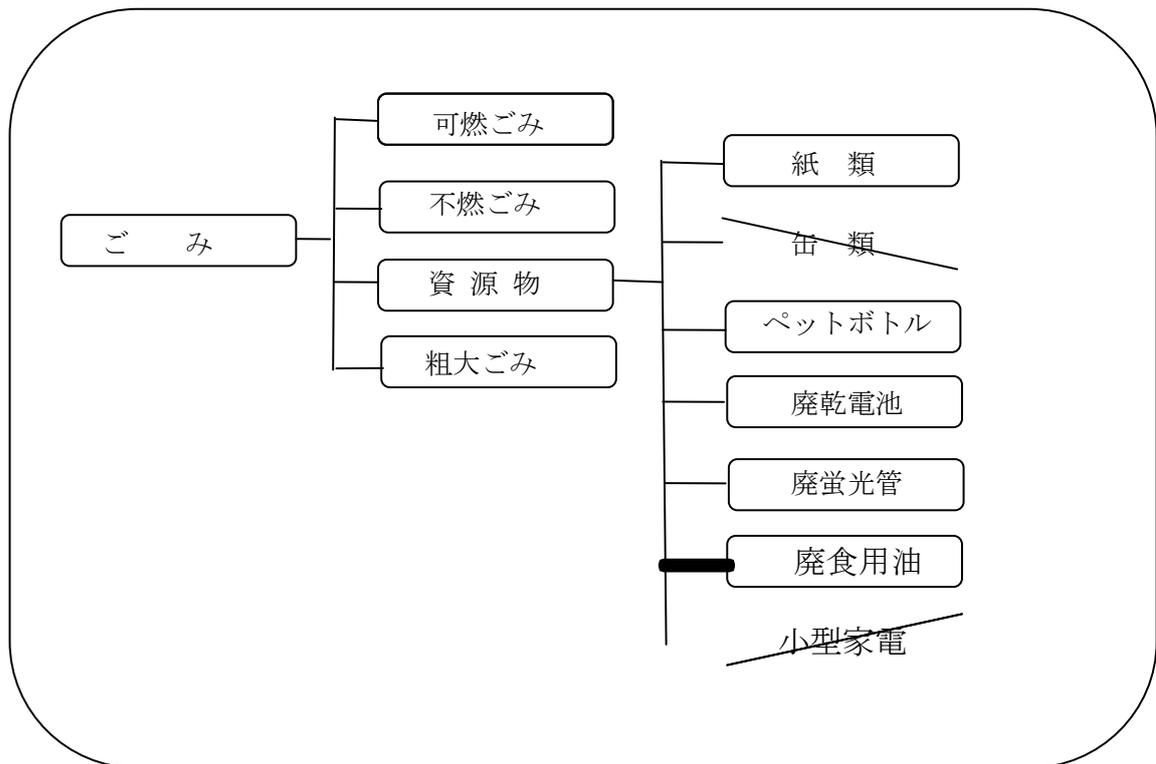
### 2-1 一般廃棄物の処理の現状

#### 2-1-1 ごみの分別区分

本町が収集するごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみに大別しています。また、ごみの資源化を促進するため、住民の協力のもと、資源物の分別収集を実施しています。資源物の種類は、紙類、缶類、ペットボトル、廃乾電池、廃蛍光管、廃食用油、使用済み小型家電等です。

バイク、バッテリー、自動車部品、農機具などは、処理困難物として町では収集をしていません。販売店や専門処理業者に処理するように指導しています。また、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機の廃家電製品についても、家電リサイクル法に基づいて処理をするよう指導しています。

図2-1-1 ごみの分別区分



## 2-1-2 ごみの処理方法

一般家庭から排出される生活系ごみは、町が指定する袋により収集を行っています。可燃ごみ、不燃ごみなどは、決められたごみ収集場所「ごみステーション」によるステーション収集方式により業者へ委託して収集運搬業務を行っています。資源物の古紙類（新聞、雑誌、段ボール）は、拠点回収し、「使用済み小型家電」、「衣類」は、公共施設などへのボックス設置による回収を行っています。粗大ごみについては、個人が町の指定している委託業者へ回収依頼するか、直接持ち込むことにより処理しています。

事業系ごみは、事業者が施設へ直接持ち込むか、本町が許可している業者へ依頼して処理しています。

生活系ごみ・事業系ごみの処理は、中間処理施設として宇和島地区広域事務組合施設「宇和島地区広域事務組合環境センター」で行っています。最終処分場については、平成29年7月から近隣市町所有の施設で処分を行っています。なお、ごみの排出、収集方法は、表2-1-1に示すとおりです。

表2-1-1 ごみの排出・収集方法

区分	排出方法	排出場所	収集回収	収集運搬
可燃ごみ	指定袋	ごみステーション	2回/週	委託業者
不燃ごみ	指定袋	ごみステーション	1回/週	委託業者
ビン・缶	指定袋	ごみステーション	1回/週	委託業者
ペットボトル	指定袋	ごみステーション	2回/月	委託業者
古紙類	ひもで縛る	指定集積所	1回/2か月	委託業者
廃乾電池・蛍光管	指定容器に投入	指定集積所	随時	直営
廃食用油	指定容器に投入	指定集積所	随時	直営
小型家電	指定ボックスに投入	指定集積所	随時	直営
古着類	袋に入れて指定 容器に投入	指定集積所	随時	直営
粗大ごみ			1回/週	委託業者

※粗大ごみの委託業者回収は、予約制です。

## 2-1-3 ごみの排出方法

一般家庭から排出される家庭系ごみの出し方は表2-1-2に示すとおりです。

表2-1-2 ごみの排出方法

### 燃えるごみ

生ごみ、紙くず、ぬいぐるみ（金具類は取り外す）、おむつ（汚物はトイレへ）、木の枝（50cm以下に切断）、プラスチック類、発泡スチロール、トレー類、保冷剤、使い捨てカイロ、貝殻、歯磨きのチューブ等を町指定袋燃えるごみ（赤色）に入れて出してください。

※発泡スチロールやトレー類等は、出来るだけ回収可能な販売店へお願いします。

《回収場所》：最寄りの指定されたごみステーション

### 燃えないごみ

陶磁器、金物、ガラス等を町指定袋燃えないごみ（青色）に入れて出してください。刃物やガラス類（割れているもの）など紙や布に包み「キケン」と表示してください。

《回収場所》：最寄りの指定されたごみステーション

### びん・缶

びん・缶を町指定袋びん・缶（茶色）に入れて出してください。スプレー缶、カセットボンベは、必ず使い切り、風通しのよいところで穴をあけてガスを抜いてください。びん類は、中身を使い切り洗って水切りして出してください。飲食製品用として使用していた一升びんなどは、なるべく販売店へお願いします。

《回収場所》：最寄りの指定されたごみステーション

### ペットボトル

ペットボトルを町指定袋ペットボトル（緑色）に入れて出してください。ラベルやキャップをはずし、軽く水ですすぎ、軽くつぶしてから出しましょう。容器をつぶすことが難しい場合は、そのまま出してください。

《回収場所》：本庁、日吉支所、好藤・愛治・三島の各公民館や指定されたごみステーション

### 古紙

種類毎に仕分けしてひもで縛り出してください。

《回収場所》：各地区指定の回収場所

### 古着

タンスの中にある不用となったもので使える状態の服（クリーニングの必要はありません）を回収しています。よく乾かし、汚れが無い事を確認して必ずナイロン袋に入れて汚れたり濡れたりしないようにして出してください。

《回収場所》：本庁、日吉支所、好藤・愛治・三島・泉の各公民館

### 家電製品

電気・電池等で動くものなら回収できます。壊れていても構いません。なお、寸法約1m以上の大きさの家電は、粗大ごみとして出してください。

《回収場所》：本庁、日吉支所、近永・好藤・愛治・三島・泉の各公民館

### 使用済み蛍光管

筒状又は輪っかの蛍光管なら回収できますので、割らずにそのままの状態を出してください。なお、白熱電球は不燃ごみとして処分してください。

《回収場所》：本庁、日吉支所、好藤・愛治・三島・泉の各公民館、近永南町集会所

2-1-4 ごみの処理手数料

鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づき、ごみ処理の手数料を徴収しています。

表 2-1-3 一般廃棄物の処理手数料

種別	種類	処理手数料	備考
指定袋（大）	20枚入り袋	800円	指定袋は、可燃物、不燃物、ビン・缶及びペットボトルの4種類とします。
	10枚入り袋	400円	
指定袋（小）	20枚入り袋	600円	
	10枚入り袋	300円	

※町指定のごみ袋

粗大ごみ	軽四輪車	1,000円	収集運搬に係る処理手数料（積載車の確保が困難な一般世帯のみ。）
	2t車	5,000円	

※業者へ依頼した場合の収集運搬手数料

種別	処理手数料	内訳
粗大ごみ	500円	・自転車（小）・子供三輪車・ベビーカー・本棚（小）・タンス（小） ・キャビネット（小）・ネコ車・座卓・アイロン台・卓袱台など
	1,000円	・自転車（大）・カート（台車）・コタツ・本棚（中）・タンス（中） ・キャビネット（中）・机など
	1,500円	・マッサージ機・本棚（大）・タンス（大）・キャビネット（大） ・コピー機・ソファ・ベット（シングル）など
	2,000円	・オルガン・ベット（シングル以外）・流し台・風呂釜・卓球台 ・小型簡易ボイラーなど
有害ごみ	10円	業務用廃蛍光管（小）
	30円	業務用廃蛍光管（大）

※鬼北町役場へ持ち込む場合の粗大ごみ・有害ごみ処理手数料

中間処理施設「宇和島地区広域事務組合環境センター」への直接の持ち込みについては、宇和島地区広域事務組合環境センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づき、重量に応じた手数料を徴収しています。

区分	手数料
生活系一般廃棄物（生活系ごみ）	10キログラム当たり50円
事業系一般廃棄物（事業系ごみ、脱水汚泥）	10キログラム当たり100円

※10kg未満の場合は、10kg 例 4kg=10kg  
10kg以上の場合は、四捨五入 例 14kg=10kg 15kg=20kg

## 2-1-5 ごみの処理・処分施設の概要

ごみの処理は、現在宇和島地区広域事務組合や宇和島市、愛南町の所有している施設により処理・処分を行っています。施設名称等は表2-1-4に示すとおりです。

表2-1-4 各処理施設

### ◎中間処理施設

施設名称	宇和島地区広域事務組合環境センター
所在地	愛媛県宇和島市祝森甲 3799 番地
敷地面積	約 2.9 ha
建築延床面積	熱回収棟（地下3階、地上6階）高さ約 27m 煙突高さ 59m 延床面積 7,101.38 m <sup>2</sup> 資源回収棟（地下1階、地上3階）高さ約 14.5m 延床面積 1,569.19 m <sup>2</sup>
処理物	一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ビン・缶、ペットボトル）
処理能力	熱回収施設【ごみ焼却施設：120 t/日※60 t/日×2 炉 24 時間運転】 資源回収施設【20 t/日 5 時間運転】
処理方式	熱回収施設 全連続式ストーカ炉 リサイクルセンター 破碎・選別・圧縮・梱包・一時保管
資源化方式	ごみ発電 定格出力 2,500kw（廃熱ボイラー） 焼却灰セメント資源化方式等

※平成29年10月本稼働

### ◎最終処分場

施設名称	清水不燃物処理場
所在地	愛媛県北宇和郡鬼北町大字清水 1319 番地
埋立面積	9,180 m <sup>2</sup>
埋立容積	56,000 m <sup>3</sup>
埋立物	不燃物
埋立構造	サンドイッチ方式

※平成29年6月末受入中止

施設名称	是能不燃物最終処理場
所在地	愛媛県宇和島市三間町是能 1486 番地 2
埋立面積	5,300 m <sup>2</sup>
埋立容積	18,550 m <sup>3</sup>
埋立物	不燃物
埋立構造	サンドイッチ方式

※平成29年7月から受入れ

施設名称	宇和島市一般廃棄物最終処分場
所在地	愛媛県宇和島市保田乙 541 番地
埋立面積	2 1, 0 0 0 m <sup>2</sup>
埋立容積	1 3 2, 0 0 0 m <sup>3</sup>
埋立物	焼却灰（飛灰）
埋立構造	準好気性埋立

※平成 2 9 年 7 月から受入れ

施設名称	愛南町環境衛生センター最終処分場
所在地	愛媛県南宇和郡愛南町大浜 1 番地 26
埋立面積	9, 7 0 0 m <sup>2</sup>
埋立容積	5 5, 0 0 0 m <sup>3</sup>
埋立物	焼却残渣（主灰—大塊物）
埋立構造	準好気性埋立

※平成 2 9 年 7 月から受入れ

## 2-2 一般廃棄物の実績

### 2-2-1 ごみの総排出量

ごみ総排出量、ごみ排出量原単位の推移を図2-2-1に示します。

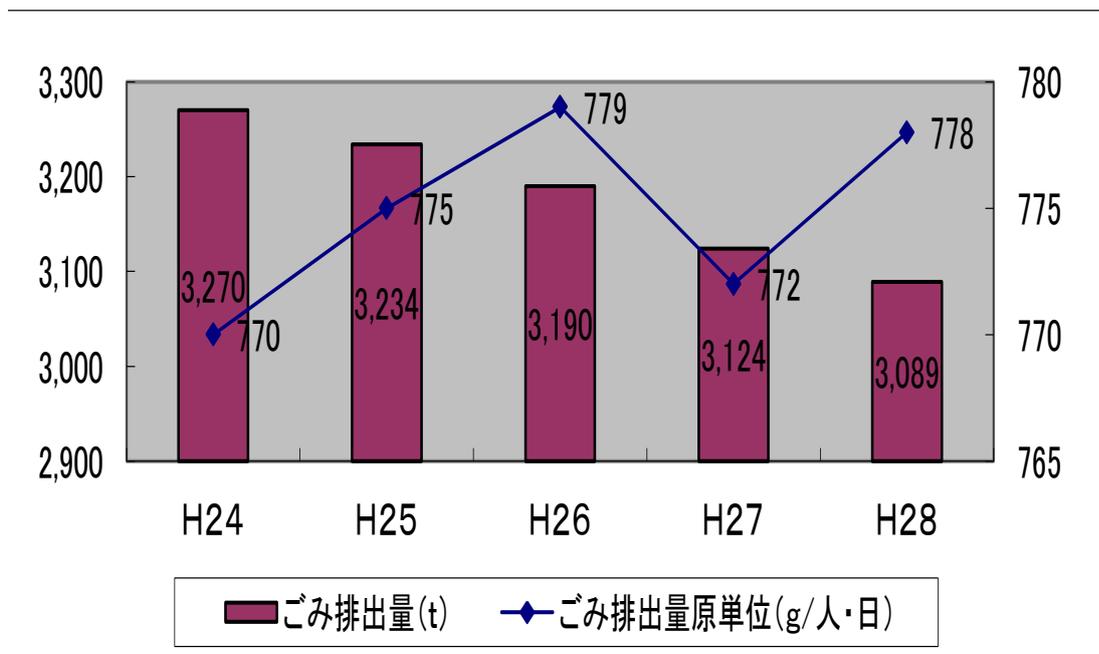
ごみ総排出量は、平成24年度に3,270 t/年、平成28年度に3,089 t/年と年々減少傾向になっていますが、1人1日排出量（以降「ごみ排出量原単位」とします。）は、平成24年度に770 g/人・日、平成28年度に778 g/人・日と5年間で増加傾向となっています。なお、平成26年度における全国平均は、947 g/人・日、平成27年度における愛媛県平均は、915 g/人・日となっています。

表2-2-1 年別人口数、ごみ総排出量、ごみ排出量原単位

年 度	人 口 (人)	ごみ総排出量 (t)	排出量原単位 (g)
平成24年度	11,636	3,270	770
平成25年度	11,430	3,234	775
平成26年度	11,220	3,190	779
平成27年度	11,091	3,124	772
平成28年度	10,882	3,089	778

※排出量原単位＝ごみ総排出量÷人口÷365日（毎年度10月1日現在人口）

図2-2-1 ごみ総排出量、ごみ排出量原単位の推移



2-2-2 ごみの種類別ごみ排出量

種類別ごみ排出量の推移を表2-2-2に示します。

表2-2-2 種類別ごみ排出量の推移

(単位：t / 年)

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
総ごみ排出量	3,270	3,234	3,190	3,124	3,089
可燃ごみ	2,533	2,549	2,506	2,469	2,411
可燃ごみ以外	687	685	684	655	642
不燃ごみ	423	400	375	395	389
粗大ごみ	1	9	6	9	6
資源物	263	276	303	251	247
その他	0	0	0	0	0
家庭系ごみ	2,695	2,663	2,626	2,573	2,511
可燃ごみ	2,008	1,978	1,942	1,918	1,911
可燃ごみ以外	687	685	684	655	642
不燃ごみ	423	400	375	395	389
粗大ごみ	1	9	6	9	6
資源物	263	276	303	251	247
その他	0	0	0	0	0
収集	2,611	2,583	2,550	2,498	2,411
可燃ごみ	1,931	1,902	1,869	1,850	1,811
可燃ごみ以外	680	681	681	648	600
不燃ごみ	423	400	375	395	389
粗大ごみ	0	6	4	4	3
資源物	257	275	302	249	246
その他	0	0	0	0	0
直接搬入	84	80	76	75	80
可燃ごみ	77	76	73	68	76
可燃ごみ以外	7	4	3	7	4
不燃ごみ	0	0	0	0	0
粗大ごみ	1	3	2	5	3
資源物	6	1	1	2	1
その他	0	0	0	0	0
事業系ごみ	575	571	564	551	542
可燃ごみ	575	571	564	551	542
可燃ごみ以外	0	0	0	0	0
不燃ごみ	0	0	0	0	0
粗大ごみ	0	0	0	0	0
資源物	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
許可業者収集	249	261	316	313	317
可燃ごみ	249	261	316	313	317
可燃ごみ以外	0	0	0	0	0
不燃ごみ	0	0	0	0	0
粗大ごみ	0	0	0	0	0
資源物	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
直接搬入	326	310	248	238	225
可燃ごみ	326	310	248	238	225
可燃ごみ以外	0	0	0	0	0
不燃ごみ	0	0	0	0	0
粗大ごみ	0	0	0	0	0
資源物	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
集団回収	0	0	0	0	0

### 2-2-3 ごみの総排出量の割合

家庭系ごみ量と事業系ごみ量は、表2-2-3に示すように平成24年度から年々減少しています。

平成28年度のごみ総排出量に対する家庭系ごみ量と事業系ごみ量の割合は、図2-2-2に示すように概ね8：2となっています。また、ごみ総排出量に対する可燃ごみ量は、家庭系ごみ、事業系ごみ合わせて2,447t排出されており、ごみ排出量の79%を占めています。

表2-2-3 年別の家庭系ごみ量と事業系ごみ量 (単位：t)

年 度	ごみ総排出量	家庭系ごみ量	事業系ごみ量
平成24年度	3,270	2,695	575
平成25年度	3,234	2,663	571
平成26年度	3,190	2,626	564
平成27年度	3,124	2,573	551
平成28年度	3,089	2,547	542

図2-2-2 ごみ総排出量中の家庭系ごみと事業系ごみの割合 (H28)

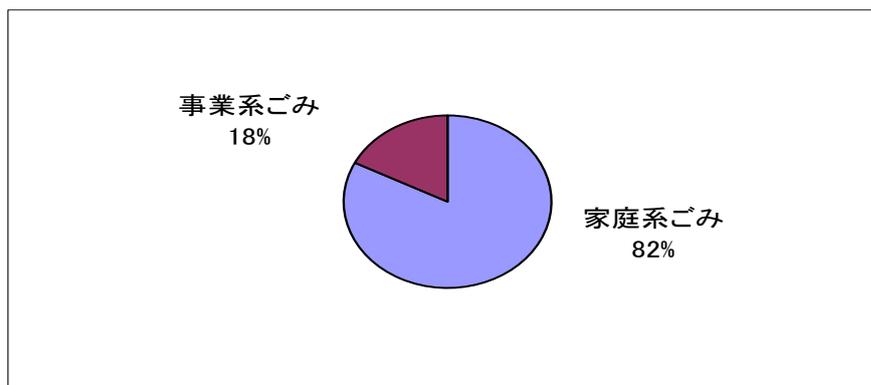
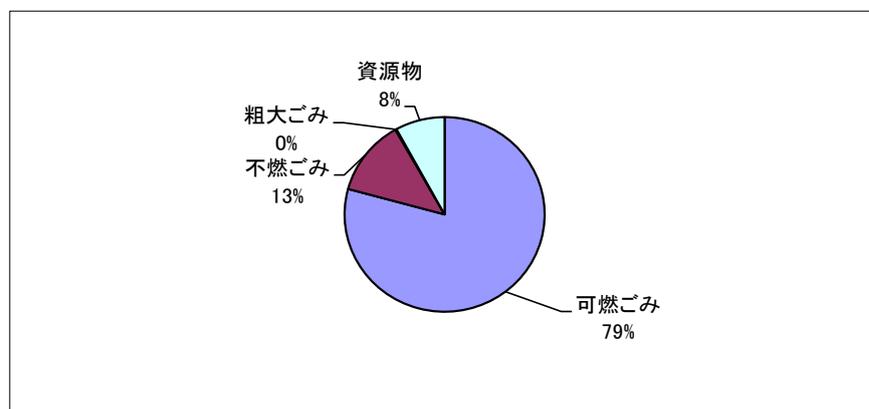


図2-2-3 ごみ総排出量の種類別内訳 (H28)



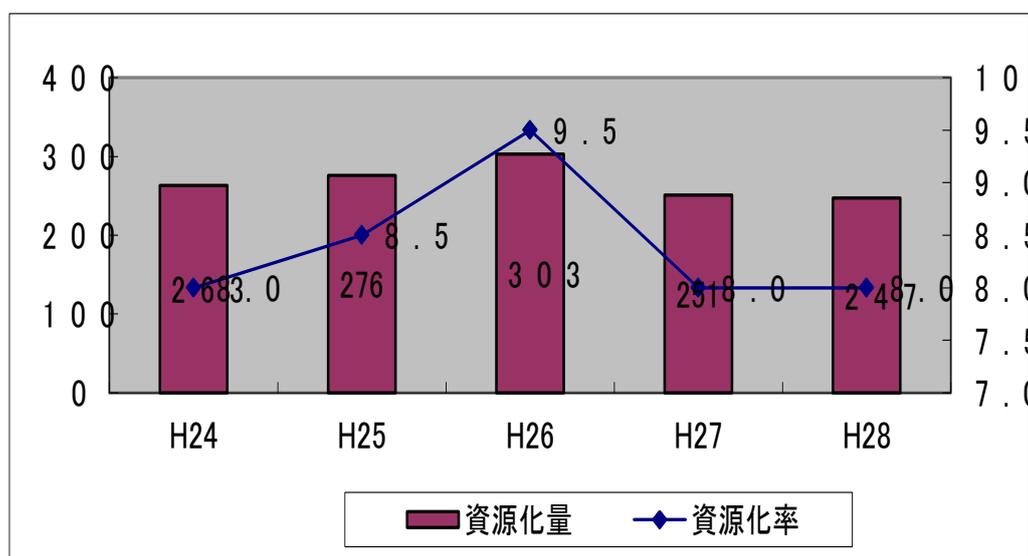
#### 2-2-4 ごみの資源化

ごみの資源化の状況については、表2-2-4の年度別資源化物分別状況及び図2-2-4の資源化量と資源化率で示します。ごみの資源化を促進するため、住民の協力により資源物の分別収集を実施しています。資源化量はごみ総排出量の減少もあり、平成24年度は263tでしたが、平成28年度では247t（6%減）となっています。資源化率については、各年増減の変動はありますが、ほぼ横ばい状況となっています。

表2-2-4 年度別資源化物分別状況

年度	紙類 (t)	紙製容器包装 (t)	金属類 (t)	ガラス類 (t)	ペットボトル類 (t)	その他 (t)	合計 (t)
平成24年度	180	33	14	2	16	18	263
平成25年度	181	33	15	5	15	27	276
平成26年度	205	38	15	3	18	24	303
平成27年度	160	32	17	3	15	24	251
平成28年度	154	31	19	3	20	20	247

図2-2-4 資源化量と資源化率



※資源化率 (%) = 資源化量 (t) ÷ ごみ総排出量 (t) × 100

## 2-2-5 ごみの処分量

ごみ処理量の年度別推移を表2-2-5の年度別ごみ処理量状況に示します。焼却処理量は、ごみ総排出量に比例して年々減少しています。最終処分率は、22%前後のほぼ横ばいとなっています。

表2-2-5 年度別ごみ処理量状況

		H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
ごみ総排出量 (t)		3,270	3,234	3,190	3,124	3,089
焼却処理(溶融・炭化含む) (t)		2,584	2,552	2,508	2,474	2,450
焼却 以外 の 中 間	粗大ごみ処理施設 (t)	8	11	7	11	7
	資源化等を行う施設 (t)	40	53	50	49	53
	ごみ堆肥化施設 (t)	0	0	0	0	0
	ごみ資料化施設 (t)	0	0	0	0	0
	メタン化施設 (t)	0	0	0	0	0
	ごみ燃料化施設 (t)	0	0	0	0	0
	その他の施設 (t)	0	0	0	0	0
最終処分(直接埋立・処理残渣埋立) (t)		744	714	684	707	701
最終処分率 (%)		22.8	22.1	21.4	22.6	22.7

※最終処分率(%) = 最終処分(t) ÷ ごみ総排出量(t) × 100

## 2-2-6 ごみの処理経費

ごみ処理に係る経費の概要を表2-2-6に示します。

ごみ処理施設の建設・改良費を含んだ平成28年度のごみ1t当たりの処理経費は約218千円/tとなっており、1人当たりの平均では約62千円/人となっています。これは、宇和島地区広域事務組合施設の環境センターの建設工事が平成26年度から着工し、それに伴う組合負担金が増額したため、例年より高い経費となっています。

平成26年度のごみ1t当たりの経費は、愛媛県で約44,328円/tであり、全国平均で約46,472円/tとなっており、本町の平成26年度の経費は約51,235円/tで、割高となっています。

表2-2-6 ごみ処理経費の概要

(単位：千円)

			H25	H26	H27	H28
建設改良費	工事費	中間処理施設	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
	調査費		0	0	0	0
小計		0	0	0	0	
処理・維持管理費	人件費		12,965	13,581	15,520	15,370
	処理費	収集運搬費	462	756	597	721
		中間処理費	0	0	0	0
		最終処分費	281	421	195	137
	車両等購入費		0	0	6,258	6,070
	委託費		46,842	45,155	47,935	46,619
	その他		0	0	0	0
小計		60,550	59,913	70,505	68,917	
その他		103,824	7,048	5,865	15,077	
合計		164,374	66,961	76,370	83,994	
組合分担金		94,100	96,480	213,132	590,076	
総合計		258,474	163,441	289,502	674,070	
総ごみ排出量 1t当たり経費	(t)	3,234	3,190	3,124	3,089	
	(千円/t)	79.9	51.2	92.7	218.2	
1人 当たり経費	(人)	11,430	11,220	11,091	10,882	
	(千円/人)	22.6	14.6	26.1	61.9	

## 2-3 一般廃棄物の課題

### 2-3-1 ごみ課題の抽出

これまでに調査整理した一般廃棄物の処理の現状及び実績に基づき、本町のごみ処理体制における課題を抽出します。

#### (1) 排出抑制

環境への負荷が少ない循環型社会の形成に向けた取組みが全国で進められています。本町においてもごみの減量化や資源化に向けたごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）及び再生利用（リサイクル）の3Rに関する意識啓発のため、事業者や住民への周知を実施してきました。

その結果、ごみ総排出量は年々減少傾向となっておりますが、ごみ排出量原単位で見ると平成24年度からの5か年で増加傾向となっております。全国平均を下回っていますが、これまで以上に排出抑制に関する住民への啓発活動を実施し、住民・事業者・行政の役割を再確認し、各主体が積極的にごみの発生抑制・減量化や食品ロスの削減を図り、さらなる排出抑制の推進をする必要があります。

#### (2) 分別・収集・運搬

ごみの分別方法については、宇和島市、鬼北町、松野町及び愛南町の1市3町のごみ分別方法の統一化を図り、家庭から排出されるごみの有料化として4種類の町指定袋による排出方法を実施しています。種類ごとに分別されていない事例もあり、資源化率の向上や危険ごみの混入防止の為、ごみ分別の徹底に向けた意識啓発や住民指導を行う必要があります。

ごみの収集運搬については、家庭系ごみは委託業者へ、事業系ごみは自己搬入若しくは許可業者により収集運搬を実施しています。環境センターへの違反ごみ等の混入防止を未然に図り、安全なごみ収集運搬を継続的に実施できるよう指導する必要があります。

#### (3) 中間処理

宇和島圏域での広域的処理を実施するため、新しいごみの中間処理施設「宇和島地区広域事務組合環境センター」が整備され、平成29年度から稼働しています。今後も引続き処理経費の削減、ごみの減量化や資源化に向けた協議を1市3町の構成市町と宇和島広域事務組合との連携により進める必要があります。

#### (4) 最終処分

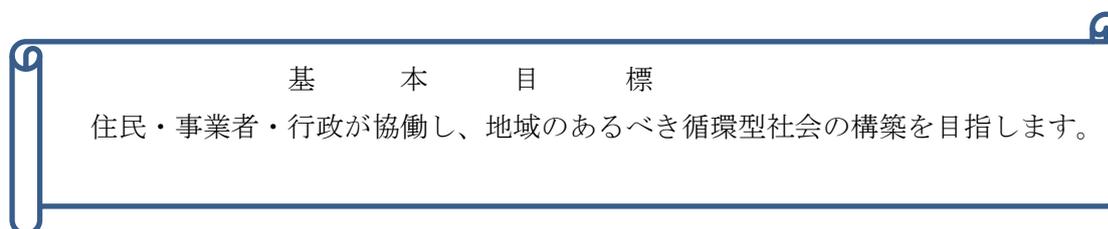
最終処分場については、現在本町所有の最終処分場の受入れを中止している状況で、近隣市町が所有している最終処分場等により処分を行っています。今後の長期利用及び処分経費削減のため、将来的に広域利用を含めた受入れ先の確保に向けて検討する必要があります。

## 2-4 目標の設定と基本方針

### 2-4-1 基本目標

私たちの生活は、物質的に豊かである一方、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会生活になっています。本町を取り巻く社会状況をみると、人口減少と少子高齢化が進み、核家族や高齢者のみの世帯の増加など、大きな社会的変化が生じています。ごみについては、総排出量は年々減少しているものの、一人当たりのごみ排出量は増加傾向になっており、新たな対応が求められます。

このような状況の中で、本町における資源物の有効利用、適正処理を推進し、地域における省資源、省エネルギーを実現していくため、本計画では、基本目標を以下のとおり定め、ごみの減量化・資源化を推進します。



### 2-4-2 基本方針

基本目標を達成していくため、取組みの柱となる基本方針を次のとおり設定します。

#### 方針1：循環型社会形成を目指した3Rの推進

天然資源の浪費を抑制し、環境への負荷が少ない循環型社会を目指すために発生抑制（リデュース：Reduce）、再利用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）を推進します。

#### 方針2：住民・事業者・行政の協働によるごみ減量化と資源化

住民・事業者・行政の役割を明確にし、ごみの減量化に努めます。また、分別の徹底により、資源回収量の増加と資源の有効活用を図ります。

#### 方針3：ごみエネルギーによる地域への貢献

発生抑制や減量化に取り組んだ上で排出されるごみについては、更にリサイクルやエネルギー利用を推進します。

### 2-4-3 基本目標達成のための役割

基本目標を達成するため、住民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

#### (1) 住民の役割

住民1人ひとりが、自然の恵みを上手に活用し、浪費を抑制するという責任と自覚を持って、発生抑制・資源化の中心的な役割を担っていく必要があります。「不要になったらごみ」というライフスタイルを見直し、再使用を優先したライフスタイルにしていくことが求められます。

すぐにできること、簡単に取り組めることから実践していきます。

購入する際に、環境や資源循環に配慮します。捨てる前に再使用できないか、資源化できないか、もう一度考え、ごみの減量化を図ります。

学校や各種団体が行っているリサイクル活動、行政が行っている分別収集、事業者が行っている店頭回収や不要品引取りなど、身近なところで実施されている資源化活動に参加します。

#### (2) 事業者の役割

排出者責任、拡大生産者責任を認識し、事業活動を通して排出するごみについては、自ら適正に処理・処分し、資源物の有効活用を進め、ゼロエミッション型社会を実現する中心的な役割を担っていく必要があります。

事業活動が限りある資源に基づくものであることを自覚し、ごみの発生抑制や資源化が図りやすい社会作りを促進することが求められます。また、食品関連事業者は、過剰在庫や返品等によって発生する食品ロスの削減に向けて取り組む必要があります。

生産に際しては、環境負荷の軽減や資源の浪費を抑制し、再使用や資源化を考慮した商品開発が求められ、商品の流通、販売に際しては、環境にやさしい商品を取り揃え、使い終わった後の容器などのルートや資源化システムの整備を進めます。住民に身近なところでは、過剰包装の抑制や店頭回収の実施、不要になったものの再使用や資源化の方法をPRするなど、住民が自然に取り組める仕組みを作ります。

#### (3) 行政の役割

行政は、ごみの処理・処分を中心としたごみ処理体制を整え、再使用・再資源化を中心とした循環型の処理体制へ脱皮を図っています。資源物の分別収集、資源化ルートの開拓、確保、リサイクル体制の整備などを推進していますが、これから、循環型社会を形成するために更なる努力が必要となっています。

行政自らグリーン製品の調達、ごみの再生、資源化を中心とした事業活動を強化していきます。住民や事業者に対しては環境に関する情報の提供するとともに、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている住民や事業者などに対する支援を行い、住民・事業者との連携を深めます。ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図り、資源物の分別収集・収集体制の見直しや循環型社会基盤施設の整備、新たな施策を取り入れるなどの改革を推進します。

## 2-4-4 達成目標の設定

### (1) 人口推移

本計画における将来人口の予測値については、「第二次鬼北町長期総合計画」との整合を図るため、人口ビジョン(平成28年3月)からの推計値を用いました。

表2-4-1 人口推移

年度	人口 (人)
平成30年度	10,549
平成31年度	10,398
平成32年度	10,246
平成33年度	10,097
平成34年度	9,948
平成35年度	9,798
平成36年度	9,649
平成37年度	9,500
平成38年度	9,363
平成39年度	9,226

### (2) 関連計画等

国・県では、具体的な方針や計画を示し、それに基づき施策を推進しています。なお、関連計画等を表2-4-2に示します。

表2-4-2 関係する計画等の策定

年	関 連 す る 計 画 等
平成13年度	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針公表(国) ★一部改正有り★
平成25年度	循環型社会形成推進基本計画策定(国) ★第三次循環型社会形成推進基本計画★
平成27年度	第四次えひめ循環型社会推進計画(県) ★えひめ循環型社会推進計画と愛媛県廃棄物処理計画を統合★

(3) 国の基本方針

可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものについては、不法投棄・不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行います。最終的に処理が不可能なものについてのみ、適正な処分を行うことを基本として、取組みの実効性を高めるために、数値目標が定められています。また、災害で生じたごみについても適正な処理を確保し、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図ります。

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められた「廃棄物の減量その他、その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」における廃棄物の減量化の目標を表2-4-3に示します。

この減量化目標は、廃棄物処理施設の整備を行う場合に、その目標の達成を厳しく求められます。

表2-4-3 国の減量目標

項目	目標
ごみ排出量	平成24年度に対し、平成32年度において約12%削減 (平成24年度を100としたら、平成32年度は88)
再生利用量 (資源化率)	平成24年度(約21%)に対し、平成32年度において約27%に増加
最終処分量	平成24年度に対し、平成32年度において約14%に削減 (平成24年度を100としたら、平成32年度は86)
家庭系ごみの 排出量	平成32年度において1人1日当たり 500gとする。

(4) 循環型社会形成推進基本計画策定

国は、循環型社会形成推進基本法で定められた基本的な考え方と各個別施策との橋渡しとしての役割を担い、循環型社会の形成に関する施策の総合的・計画的な推進のための中心的な仕組みとして、循環型社会形成推進基本計画を策定しました。

循環型社会形成推進基本計画では、取り組む指標に関する数値目標を定めています。

平成32年度の1人1日当たりの家庭系ごみ (資源回収を除く:可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ) 排出量を平成12年度比で25%削減する)
平成32年度の事業所当たりの事業系ごみ (資源回収を除く:可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ) 排出量を平成12年度比で35%削減する)

項目	H12 (基準年度)	H32 (基準年度)
家庭系ごみ排出量原単位 (資源回収を除く)	1.00	0.75 (25%削減)
事業所当たりのごみ排出量 (資源回収を除く)	1.00	0.65 (35%削減)

(5) 第四次えひめ循環型社会推進計画

愛媛県では、これまで廃棄物の減量化とリサイクルや適正処理の推進を目的に「えひめ循環型社会推進計画」、廃棄物処理問題を適切に対応するための「愛媛県廃棄物処理計画」を策定しました。そして平成23年度に「えひめ循環型社会推進計画」と「愛媛県廃棄物処理計画」を統合し、「第三次えひめ循環型社会推進計画」を策定し、新たな課題に対応した取組みを推進するため、「第四次えひめ循環型社会推進計画」を策定しました。その基本方針は以下に示すとおりです。

表2-4-4 4つの基本方針

◇ 3Rの推進
◇ 廃棄物の適正処理の推進
◇ 循環型社会ビジネスの振興
◇ 災害廃棄物処理体制の構築

表2-4-5 県の減量目標

ごみ総排出量	平成27年度に対し、平成32年度において約11%削減
1人1日当たり排出量	平成27年度(915g/人・日)に対し、平成32年度において868g/人・日とする。
再生利用量 (資源化率)	平成27年度に対し、平成32年度において約27%に増加
最終処分量	平成27年度から平成32年度において約12%削減

(6) 町の減量化・資源化目標

住民・事業者・行政が、それぞれの立場でごみの減量化や資源化について考え、それぞれの役割に基づいて行動していくための共通した具体的な目標として、本計画では宇和島地区広域循環型社会形成推進地域計画を基に減量化及び資源化の達成目標を次のとおり設定します。

ア 減量化目標

<b>減 量 化 目 標</b>
平成34年度までに、ごみ排出量原単位を731g／人・日以下とすることを目指します。

表2-4-6 ごみ排出量原単位の削減目標 (単位:g／人・日)

	平成28年度	平成32年度	平成34年度
鬼北町	778	747	731

イ 資源化目標

<b>資 源 化 目 標(資源化率)</b>
平成34年度に25%の資源化を目指します。

表2-4-7 再生利用率 (単位:%)

	平成28年度	平成32年度	平成34年度
鬼北町	8.0	19.3	25.0

ウ 最終処分目標

<b>最 終 処 分 目 標(最終処分率)</b>
平成34年度に5%以下の最終処分率を目指します。

表2-4-8 最終処分率 (単位:%)

	平成28年度	平成32年度	平成34年度
鬼北町	22.7	10.9	5.0

(7) ごみ排出量及び処理量の見込み

ア 種類別ごみ排出量の予測

減量目標、資源化目標達成時の種類別ごみ排出量の予測を表2-4-9に、種類別ごみ排出量原単位の予測を表2-4-10に示します。

表2-4-9 種類別ごみ排出量の予測

(単位:t/年)

	H24	H28	H32	H34	H39
総ごみ排出量	3,270	3,089	2,794	2,654	2,462
ごみ排出量	3,270	3,089	2,794	2,654	2,462
可燃ごみ 計	2,583	2,447	2,011	1,806	1,692
可燃ごみ以外 計	687	642	783	848	770
不燃ごみ 計	423	389	240	180	150
粗大ごみ 計	1	6	4	4	4
資源物 計	263	247	539	664	616
その他 計	0	0	0	0	0
家庭系ごみ	2,695	2,547	2,274	2,144	1,978
可燃ごみ	2,008	1,905	1,491	1,296	1,208
不燃ごみ	423	389	240	180	150
粗大ごみ	1	6	4	4	4
資源物	263	247	539	664	616
その他	0	0	0	0	0
収集	2,611	2,467	2,195	2,065	1,895
可燃ごみ	1,931	1,829	1,419	1,226	1,139
不燃ごみ	423	389	240	180	150
粗大ごみ	0	3	1	1	1
資源物	257	246	535	658	605
その他	0	0	0	0	0
直接搬入	84	80	79	79	83
可燃ごみ	77	76	72	70	69
不燃ごみ	0	0	0	0	0
粗大ごみ	1	3	3	3	3
資源物	6	1	4	6	11
その他	0	0	0	0	0
事業系ごみ	575	542	520	510	484
可燃ごみ	575	542	520	510	484
不燃ごみ	0	0	0	0	0
粗大ごみ	0	0	0	0	0
資源物	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
許可業者収集	249	317	304	298	283
可燃ごみ	249	317	304	298	283
不燃ごみ	0	0	0	0	0
粗大ごみ	0	0	0	0	0
資源物	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
直接搬入	326	225	216	212	201
可燃ごみ	326	225	216	212	201
不燃ごみ	0	0	0	0	0
粗大ごみ	0	0	0	0	0
資源物	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
集団回収	0	0	0	0	0

表2-4-10 種類別ごみ排出量原単位の予測

(単位:g/人・日)

	H24	H28	H32	H34	H39
総ごみ排出量	769.94	777.71	747.10	730.94	731.11
ごみ排出量	769.94	777.71	747.10	730.94	731.11
可燃ごみ 計	608.18	616.07	537.73	497.39	502.45
可燃ごみ以外 計	161.76	161.64	209.37	233.55	228.66
不燃ごみ 計	99.60	97.94	64.17	49.57	44.54
粗大ごみ 計	0.24	1.52	1.07	1.11	1.19
資源物 計	61.92	62.18	144.13	182.87	182.93
その他 計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
家庭系ごみ	634.55	641.25	608.05	590.48	587.38
可燃ごみ	472.79	479.61	398.68	356.93	358.72
不燃ごみ	99.60	97.94	64.17	49.57	44.54
粗大ごみ	0.24	1.52	1.07	1.11	1.19
資源物	61.92	62.18	144.13	182.87	182.93
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
収集	614.77	621.11	586.93	568.72	562.73
可燃ごみ	454.66	460.48	379.43	337.65	338.23
不燃ごみ	99.60	97.94	64.17	49.57	44.54
粗大ごみ	0.00	0.76	0.27	0.28	0.30
資源物	60.51	61.93	143.06	181.22	179.66
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
直接搬入	19.78	20.14	21.12	21.76	24.65
可燃ごみ	18.13	19.13	19.25	19.28	20.49
不燃ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
粗大ごみ	0.24	0.76	0.80	0.83	0.89
資源物	1.41	0.25	1.07	1.65	3.27
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業系ごみ	135.39	136.46	139.05	140.46	143.73
可燃ごみ	135.39	136.46	139.05	140.46	143.73
不燃ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
資源物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
許可業者収集	58.63	79.81	81.29	82.07	84.04
可燃ごみ	58.63	79.81	81.29	82.07	84.04
不燃ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
資源物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
直接搬入	76.76	56.65	57.76	58.39	59.69
可燃ごみ	76.76	56.65	57.76	58.39	59.69
不燃ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
粗大ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
資源物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
集団回収	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

イ 処理量と処分量・率の予測

焼却処理量、最終処分量、最終処分率の予測を表2-4-11に示します。

表2-4-11 処理量と処分量・率の予測

(単位:t/年)

	H24	H28	H32	H34	H39
ごみ総排出量	3,270	3,089	2,794	2,654	2,462
焼却処理	2,584	2,450	2,012	1,807	1,693
直接焼却	2,583	2,447	2,011	1,806	1,692
残渣焼却	1	3	1	1	1
焼却以外の中間処理	48	60	78	83	73
粗大ごみ処理施設	8	7	5	5	5
資源化等を行う施設	40	53	73	78	68
ごみ堆肥化施設	0	0	0	0	0
ごみ飼料化施設	0	0	0	0	0
メタン化施設	0	0	0	0	0
ごみ燃料化施設	0	0	0	0	0
その他の施設	0	0	0	0	0
最終処分	744	701	304	133	123
直接埋立	423	389	169	74	68
処理残渣埋設	321	312	135	59	55
最終処分率 (%)	22.8	22.7	10.9	5.0	5.0

ウ 資源化量・率の予測

資源化量、資源化率の予測を表2-4-12に示します。

表2-4-12 資源化量・率の予測

(単位:t/年)

	H24	H28	H32	H34	H39
資源化	263	247	539	664	616
集団回収	0	0	0	0	0
資源化処理	47	54	60	64	60
金属類	31	38	42	44	40
ペットボトル	16	16	18	20	20
プラスチック類	0	0	0	0	0
直接資源化	216	193	185	182	146
紙類	213	185	175	170	135
金属類	0	0	0	0	0
ガラス類	0	0	0	0	0
ペットボトル類	0	5	0	0	0
布類	2	3	5	5	5
その他	1	0	5	7	6
不燃ごみからの資源化	0	0	94	118	110
可燃ごみからの資源化	0	0	200	300	300
紙・布類	0	0	200	300	300
資源化率 (%)	8.0	8.0	19.3	25.0	25.0

## 2-5 主要な施策

### 1 紙類の発生抑制・資源化

紙類の分別収集を実施していますが、可燃ごみには紙類がまだ多く含まれていることから、「家庭ごみの分別早見表」による分別を徹底させ、広報誌等による啓発活動を実施し、紙類の減量化、資源化を推進します。

#### (1) 紙類の分類徹底への意識啓発

住民・事業者が日常生活においてごみを作らないことやごみを活用することを心掛け、ごみ収集の現状を広報やイベント等を通じて啓発活動を行い、紙類の資源化、削減を強化します。

#### (2) 家庭から排出される紙類の分別収集

家庭から排出される可燃ごみに大量に含まれている紙類を資源化するために、「家庭ごみの分別早見表」による分別収集の徹底を図ります。

#### (3) 事業者の主体的な資源化

事業者から排出される紙類についても、資源化を指導します。リサイクル事業者を斡旋したり、主体的に資源化するよう啓発活動を徹底します。

また、排出抑制するため、OA 関連用紙の分別、段ボールの発生抑制を推進し、事業者同士の連携や NPO 法人等の育成を図り、資源化のネットワークを構築することにより、事業者間の一体的な循環システムづくりを支援します。

### 2 生ごみの発生抑制・資源化

食品廃棄物の排出事業者に対する指導・普及啓発、一般家庭や食品関連事業者に対する発生抑制や再生利用に関する指導をし、食品ロス削減に取り組みます。また、バイオマスのリサイクルを促進する観点から、発生源における発生抑制や資源化を強化していきます。

#### (1) 食品ロスの削減

食品ロスの削減をするため、家庭や給食における食べきり運動や食品関連事業者へ飲食店での食べきりや料理の持ち帰り運動等の指導を実施します。また、「もったいない」という意識を住民や事業者に根付かせるためのイベントなどを実施します。

#### (2) 啓発活動の強化

家庭から排出される生ごみ対策として、買い物の工夫や食材を無駄なく使う献立、調理方法を家庭に普及するよう、広報誌やホームページ等へ掲載します。

また、事業者に対しても生ごみ減量やリサイクルシステムの構築を指導するなどの対策を推進します。

#### (3) 生ごみ処理機器等の普及

現在実施している家庭用生ごみ処理機の購入補助金制度を継続し、必要に応じて制度の内容見直しを行い、生ごみの家庭内での堆肥化を推進します。そして生成された堆肥は、可燃ごみとして排出されないよう指導していきます。

### 3 その他ごみの排出抑制・資源化

リサイクルの関心の高まりや人口減少により、ごみの総排出量は減少していますが、一人当たりのごみ排出量は増加傾向にあり、住民・事業者・行政が協働してごみの排出抑制・資源化に取り組みます。

#### (1) 環境教育の推進

住民や事業者へのごみ問題、環境問題に対する関心を深めるため、関係機関等との連携により環境教育や説明会を開催します。

#### (2) ごみ関連情報の発信

ごみに関する知識向上や意識啓発には、ごみ減量の具体的な取り組み方法などの情報を提供する必要があります。広報誌や各種パンフレット、ケーブルテレビなど様々な情報媒体を通じてごみに関する情報提供を行います。

#### (3) ごみ処理施設の施設見学

ごみ処理施設への施設見学によって、住民に自ら出したごみがどのように処理されていくかの過程を確認してもらうことで、ごみの減量や分別排出の意義などの意識啓発を図ります。

施設管理者である宇和島地区広域事務組合と連携し、施設見学のPRを行います。

#### (4) 家庭系ごみの分別徹底

現在、ごみ収集方法は、町指定袋による可燃ごみ、不燃ごみ、ビン・缶、ペットボトルによる収集と資源ごみとして、古紙類、古着、小型家電製品、廃食用油などの回収を行っています。「家庭ごみの分別早見表」によるごみ分別を徹底し、質の高い資源の排出を目指します。

#### (5) 事業系ごみの分別徹底と抑制

事業系ごみの分別には、資源化できるものが多量に含まれており、徹底した分別を行い、一層の資源化・減量化を図るよう指導します。また、事業系ごみは自己処理が原則となっており、家庭系ごみへの混入及び混合排出の廃止に向けた適切な指導を行います。

#### (6) マイバック運動の推進

レジ袋の削減には、ごみの減量と地球温暖化防止に繋がることのできる身近な取り組みです。住民団体や事業者と連携しながら住民のマイバック持参を推進し、レジ袋の削減を図ります。

### 4 ごみの適正処理

地球環境保全の配慮したごみの適正処理を行うために、収集運搬に関する施策、中間・最終処理場に関する施策とその他適正処理に関する施策を中心に展開します。

#### (1) ごみ収集運搬に関すること

指定袋によるごみ回収としては、可燃ごみが週2回、不燃ごみ、ビン・缶は週1回、ペットボトルは、月2回ペースで回収しています。住民の利便性と収集運搬業務の負荷を考慮し、ごみ収集頻度の見直しや効率的な収集運搬のためのごみステーション設置場所の位置などを含めたごみ収集運搬体制の適正化について調査・検討を進めます。

(2) 中間・最終処理場に関すること

ごみの中間処理については、広域的な一般廃棄物処理施設として「宇和島地区広域事務組合環境センター」により宇和島圏域一体のごみを処理しています。適正な維持管理のもと処理施設を安定稼働させるため、ごみ分別の徹底を図り、未分別ごみや違反ごみの搬入を未然に防止します。

ごみの最終処分場については、現在近隣市町所有の施設に搬出しています。今後の長期利用及び処分経費削減のため、近隣自治体と連携して新しい最終処分場の確保に向けた協議を進めます。

(3) その他適正処理に関すること

ア 不法投棄対策

不法投棄対策としては、啓発看板の設置や警戒パトロールを実施しています。また、不法投棄発見時には、町・警察へ通報するよう呼び掛けています。引続き警戒パトロール等を実施し、不法投棄の防止・撲滅を図ります。

また、先進地の効果的事例の研究や、環境保全推進員との更なる連携により不法投棄対策の強化を図ります。

イ 災害廃棄物対策

本町では、災害発生時に対応するため、「鬼北町災害廃棄物処理計画」を平成30年度に策定予定です。災害時に発生するごみ処理について迅速な処理を行うよう排出方法・排出場所などを類似団体の例を参考に選定し、住民や事業者への計画内容の周知を図ります。

ウ 地球温暖化防止対策

ごみ処理施設の稼働やごみ収集運搬車両の運行により温室効果ガスが排出されます。ごみ処理を行う過程において、マイバック持参・レジ袋削減や生ごみの減量、化石燃料使用量の削減など取組みを実施し、地球温暖化の防止対策を推進します。

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 3-1 生活排水処理の現状

#### 1 生活排水処理の現状

##### (1) 生活排水の処理形態別人口の推移

本町の水洗化・生活雑排水処理人口は、平成24年度から28年度までの5年間に134人増加しています。内訳は合併処理浄化槽人口が255人の増、農業集落排水処理施設人口が121人の減となっています。また単独処理浄化槽人口は、同時期に129人、し尿収集人口は736人が共に減少しました。

なお、水洗化が進む中での農業集落排水処理施設人口の減少については、自然減及び人口流出によるものです。

生活排水の処理形態別人口の推移を表 3-1-1 に示します。

表3-1-1 生活排水の処理形態別人口の推移

(単位:人・%)

	H24	H25	H26	H27	H28
計画処理区域内人口	11,503	11,299	11,096	10,946	10,772
1 水洗化・生活雑排水処理人口	5,948	6,003	6,046	6,060	6,082
(1) 合併処理浄化槽人口	3,443	3,528	3,601	3,646	3,698
(2) 農業集落排水処理施設人口	2,505	2,475	2,445	2,414	2,384
(3) コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
(4) 下水道水洗化人口	0	0	0	0	0
汚水処理人口普及率(%)	51.7	53.1	54.5	55.4	56.5
2 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	863	825	788	763	734
3 非水洗化人口	4,692	4,471	4,123	4,123	3,956
(1) し尿汲み取り人口	4,692	4,471	4,123	4,123	3,956
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0

(毎年度3月末日 人口)

##### (2) 収集・運搬の主体

区 分	し 尿	浄化槽汚泥
鬼北町	委 託	委 託

### (3) し尿・浄化槽汚泥量の状況

平成28年度の実績では全体の収集量に対し、し尿収集量が52.8%、浄化槽汚泥の収集量が47.2%となっています。前期計画(平成19年)策定時の実績(平成16年度)では、し尿収集量が75.9%、浄化槽汚泥の収集量が24.1%であり農業集落排水処理施設の整備・合併処理浄化槽の普及に伴い、し尿収集量割合は減少、浄化槽汚泥収集量割合は増加しています。今後も収集量割合については、し尿は減少、浄化槽汚泥は微増が予想されます。

し尿・浄化槽汚泥の処理量を表 3-1-2 に示します。

表3-1-2 し尿・浄化槽汚泥の処理量

(単位:kl/年)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
し 尿	5,168	4,969	5,088	4,743	4,575
全量収集比(%)	52.3	52.9	55.3	52.9	52.8
前年度比(%)	—	96.2	102.4	93.2	96.5
浄化槽汚泥	4,720	4,417	4,119	4,220	4,092
全量収集比(%)	47.7	47.1	44.7	47.1	47.2
前年度比(%)	—	93.6	93.3	102.5	97.0
合 計	9,888	9,386	9,207	8,963	8,667
前年度比(%)	—	94.9	98.1	97.4	96.7

### (4) し尿・汚泥の性状

本町より発生するし尿及び浄化槽汚泥は宇和島地区広域事務組合「汚泥再生処理センター」にて処理しています。

施設では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第4条の5の主旨に従い施設の運転管理実績及び処理効果が適切であるか否かを調査するため各処理工程における水質の浄化率を測定し、これらの効果と設計値を比較検討することによって、施設の維持管理状況及び処理効果の評価を行っています。放流水質は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」、「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」における排水基準値等に適合しており、施設の保証値以下となっています。

各処理工程における処理水質の性状の推移を表 3-1-3 に示します。

表3-1-3 し尿余剰汚泥の性状(平成28年度)

採取場所 項目	処理工程									放流水 保証値
	前処理			第二反応槽		高度処理				
	し尿 貯留槽	浄化槽 汚泥 貯留槽	受入 負荷	1系	2系	リン酸 回収 循環槽	凝集 沈殿槽	活性炭 原水槽	放流槽	
流入量	119.1	113.5	232.6	336.6		275.8	278.9	278.9	223.2	(330 以下)
[m³/日]	(130)	(90)	(220)	(417.9)		(330.1)	(286.6)	(286.6)	(257.2)	
BOD	4,600	4,000	4,307	19	17	—	1.3	1.3	0.7	(5 以下)
[mg/L]	(7,300)	(2,900)	(5,500)	(4)膜処理水		(4)	(4)	(4)	(4)	
COD	2,700	3,200	2,944	83	81	82	30	29	6.1	(10 以下)
[mg/L]	(4,500)	(3,200)	(3,970)	(106)膜処理水		(106)	(74)	(10)	(10)	
SS	4,300	8,300	6,252	—	—	—	2	—	1 未満	(5 以下)
[mg/L]	(8,300)	(7,600)	(8,010)	(0)膜処理水		(20)	(20)	(5)	(5)	
全窒素	1,700	630	1,178	11	10	9.0	5.9	—	3.0	(10 以下)
[mg/L]	(2,600)	(620)	(1,790)	(15)膜処理水		(10)	(10)	(10)	(10)	
全りん	220	120	171	46	41	29	0.36	—	0.16	(1 以下)
[mg/L]	(310)	(100)	(220)	(65)膜処理水		(20)	(1)	(1)	(1)	
色度	—	—	—	—	—	—	51	50	1	(20 以下)
[度]	—	—	—	—	—	—	(—)	(20)	(20)	

注)各項目の括弧内は設計値あるいは保障値を示す。

(5) 生活排水処理施設の状況

ア し尿処理施設の概要

① 宇和島地区広域事務組合

施設名称	宇和島地区広域事務組合 汚泥再生処理センター
所在地	宇和島市坂下津乙69番地1
工期	工期:平成24~27年度 / 竣工:平成27年7月
敷地面積	約6,500m²
処理能力	220kL/日(し尿 130kL/日、浄化槽汚泥 90kL/日)
処理方式	高負荷膜分離処理方式+高度処理

イ 集落排水処理施設の概要

処理区名	計画 処理 能力 ①	晴天時 処理 水量 ( $m^3$ ) ②	稼働率 ②/① ×100 ③	整備 面積 (ha) ④	計画 人口 (人) ⑤	区域内 人口 (人) ⑥	接続済 人口 (人) ⑦	計画 利用率 (%) ⑦/⑤ ×100	接続 状況 (%) ⑦/⑥ ×100
新田処理区	41	23.1	56.3	3	150	98	96	64.0	98.0
西部処理区	194	42.0	21.6	22	720	443	356	49.4	80.4
奈良処理区	176	86.2	49.0	30	570	495	388	68.1	78.4
清水処理区	213	94.0	44.1	44	800	460	378	47.3	82.2
幸田処理区	467	172.1	36.9	53	1,600	851	713	44.6	83.8
川口処理区	30	8.1	27.0	6	110	37	34	30.9	91.9
合 計	1,121	425.5	38.0	158	3,950	2,384	1,965	49.7	82.4

(H29.3.31 時点)

(6) 生活排水処理主体

生活排水の処理主体を表 3-1-4 に示します。

表3-1-4 生活排水の処理主体

項 目	処 理 主 体	処 理 対 象
農業集落排水処理施設	鬼 北 町	し尿・生活雑排水
合併処理浄化槽(市町村設置型)	鬼 北 町	し尿・生活雑排水
合併処理浄化槽(個人設置型)	個 人	し尿・生活雑排水
単独処理浄化槽	個 人	し尿のみ
非水洗化	個 人	し尿のみ

(7) し尿等処理経費

本町のし尿及び浄化槽汚泥処理に係る経費の概要を表 3-1-5 に示します。

し尿及び汚泥処理に係る経費は平均約29,400円/kL、1人当りの平均では約24,100円/人となります。(平成25年度から平成28年度までの実績値)

表3-1-5 し尿等処理経費の概要

(単位:千円)

事業		年度	H25	H26	H27	H28
し尿等処理			94,338	95,370	93,983	93,410
	建設工事費(新設)		2,104	1,758	694	0
	処理維持管理費		77,534	77,512	75,189	76,610
	負担金補助・交付金		0	0	0	0
	繰出金		14,700	16,100	18,100	16,800
浄化槽市町村整備推進事業			43,337	45,263	53,071	55,020
	建設工事費(新設)		10,464	10,464	15,742	17,978
	処理維持管理費		32,873	34,799	37,329	37,042
	負担金補助・交付金		0	0	0	0
	繰出金		0	0	0	0
農業集落排水事業			133,958	125,163	117,262	114,760
	建設工事費(新設)		0	0	0	0
	処理維持管理費		133,035	124,232	116,325	113,891
	負担金補助・交付金		923	931	937	869
	繰出金		0	0	0	0
合計			271,633	265,796	264,316	263,190
し尿等処理量 当たり経費	(KL)		9,386	9,207	8,963	8,667
	(千円/KL)		28.9	28.9	29.5	30.4
1人 当たり経費	(人)		11,299	11,096	10,946	10,772
	(千円/人)		24.0	24.0	24.1	24.4

人件費・負担金を再計算

## 3-2 生活排水処理の課題

### 1 課題の整理

ここまで記載しました生活排水処理の現状から整理すると以下のような課題が見受けられます。

本町では、単独処理浄化槽とし尿汲み取り便槽を利用される方が全体の約43.5%を占めており、これらの家庭から発生する生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されていることが水質汚濁の要因の1つと考えられます。

そこで水質浄化や河川環境の保全を図るため、町が主体となって浄化槽の設置及び農業集落排水処理施設への接続を進めるとともに単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への設置替えを促進し、生活排水対策を強く推進していく必要があります。

- 集落においては、農業集落排水処理施設の利用促進を図る必要があります。
- 住宅団地などにおいては、集合型合併処理浄化槽またはコミュニティ・プラントの整備と利用促進を図る必要があります。
- 農業集落排水処理区域を除く区域では、市町村設置型合併処理浄化槽の普及促進を図る必要があります。
- 生活雑排水が未処理の家庭を減らすため、早急に単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽の削減対策を推進しなければなりません

### 3-3 目標の設定と基本方針

#### 1 基本目標

本町には、渡川（四万十川）に合流する三間川、大宿川、広見川の一級河川が流れており、昔から川とともに生き、その恵みを受けてきました。流域に広がる豊かな自然は、動植物の生息の場として、また地域住民の憩いの場として、後世に残していかなければなりません。

しかしながら、河川の水質は、生活が豊かになるにつれ、生活雑排水に起因する汚濁が進行しつつあり、水質浄化を図るためには生活排水対策を継続的に取り組む必要があります。

本計画では、これらの生活排水施設を町が整備するだけでなく、整備後の施設を地域住民及び事業者が有効に活用していくことで、三者が一体となって『清流の流れる水辺環境の保全』を目指すこととします。

## 基本目標

### 清流の流れる水辺環境の保全

良好な水環境を保全し、創造していくため、住民・事業者・行政が協働して、水環境への負荷の少ないまちづくりを目指します。

#### 2 基本方針

基本目標を具現化することを目標として基本方針を定め、生活排水の適正処理を推進していくものとします。

これまで示してきた生活排水処理の整備に加え、各施設の特性を活かし、地域の実情に応じた適正な整備手法を検討していきます。

本町で目標とする生活排水処理施設の整備方針は以下のとおりとします。

- ・ 合併処理浄化槽の普及促進
- ・ 農業集落排水事業の推進

### 3 基本目標達成のための役割

#### 地域住民・事業者・行政の役割

##### ◇これからの地域住民の役割◇

地域住民一人ひとりが、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水環境保全の中心的役割を担っていく必要があります。

し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽を使用している世帯は、生活雑排水を衛生的に処理できるよう地域の生活排水処理施設の整備状況に合わせた処理に努めることが重要となります。

##### ◇これからの事業者の役割◇

事業活動に伴って発生する油脂類、薬剤、その他の汚染物質については、適正な処理を行うとともに、生活排水については町の生活排水処理施設等を活用することが重要です。

##### ◇これからの行政の役割◇

生活排水が適正に処理されるよう生活排水処理施設の整備を推進します。

地域住民・事業者に対しては、水環境に対する情報の提供や学習の機会など啓発活動に努め、自発的・積極的な活用を促進します。

また、生活排水処理施設の利用を促進するため補助制度等の周知を図ります。

## 4 達成目標の設定

### (1) 国の方針

国の第4次社会資本整備重点計画では、汚水処理人口普及率についての指標を次のように示しています。

<b>【 社 会 資 本 整 備 重 点 計 画 】</b>
汚水処理人口普及率
平成32年度までに96%（長期的に100%）

### (2) 県の方針

県の基本構想では、汚水処理人口普及率についての指標を次のように示しています。

<b>【 第 三 次 愛 媛 県 全 県 域 下 水 道 化 基 本 構 想 】</b>
汚水処理人口普及率
平成34年度までに84.7%（平成29年度末73.6%）

### (3) 町の目標

本町の汚水処理人口普及率は、56.5%（平成28年度末）であり、国や県の目標を計画期間内に達成することは困難であると考えられることから、地域住民・事業者・町が協働して生活排水の適正処理を推進していくための具体的な行動指針として、汚水処理人口普及率の達成目標を次のとおり設定します。

<b>【 生 活 排 水 処 理 の 目 標 】</b>
汚水処理人口普及率
汚水処理人口普及率を平成39年度までに77%

## 5 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

本町全域を計画収集区域とし、農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽の普及促進を行い、水洗化・生活雑排水処理人口及び汚水処理人口普及率の向上を図ります。

し尿及び浄化槽汚泥処理量等の計画値を表 3-2-1 に示します。

表 3-2-1 し尿及び浄化槽汚泥処理量等の計画値

			実績	予 測			
		単位	H28	H32	H34	H39	
生活排水処理形態別人口	1	計画処理区域内処理人口	人	10,722	10,246	9,948	9,226
	2	水洗化・生活雑排水処理人口	人	6,082	6,547	6,733	7,105
		(1) 合併処理浄化槽人口	人	3,698	4,170	4,384	4,919
		(2) 農業集落排水処理施設人口	人	2,384	2,377	2,349	2,186
		(3) 漁業集落排水処理施設人口	人	0	0	0	0
		(4) 下水道人口	人	0	0	0	0
	3	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	736	586	513	350
	4	非水洗化人口	人	3,986	3,113	2,702	1,771
		(1) し尿汲み取り人口	人	3,986	3,113	2,702	1,771
		(2) 自家処理人口	人	0	0	0	0
5	汚水処理人口普及率	%	56.5	63.9	67.7	77.0	
処理量	6	し尿量	kL/年	4,575	3,609	3,135	2,069
	7	浄化槽汚泥量	kL/年	4,092	4,405	4,530	4,780
	8	合 計	kL/年	8,667	8,014	7,665	6,849